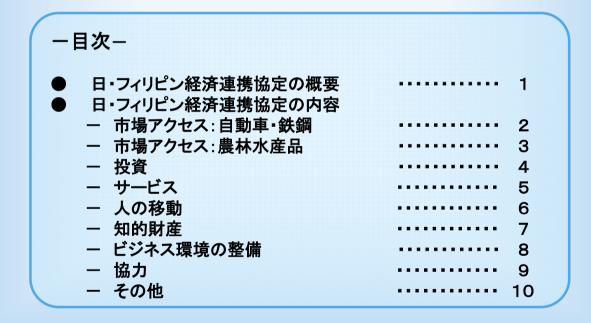
日・フィリピン経済連携協定署名 2006年9月9日



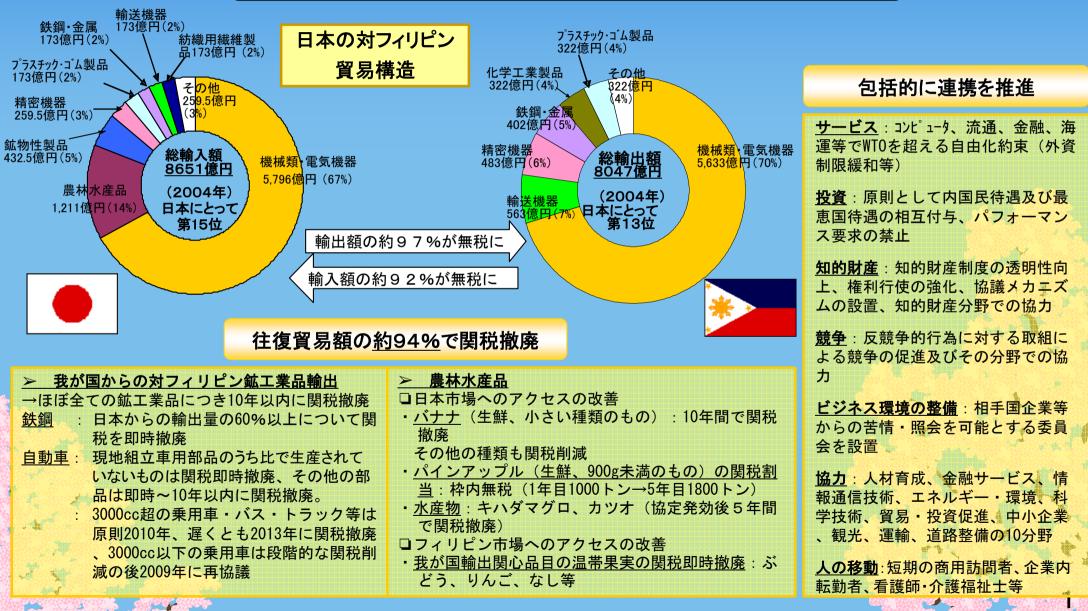
平成18年9月

外務省経済局



日・フィリピン経済連携協定の概要

日・フィリピン経済連携協定(EPA)の意義 両国間の貿易投資自由化・拡大、相互依存関係深化の法的枠組み整備



日・フィリピン経済連携協定の内容

フィリピンによる市場アクセスの改善

自動車·自動車部品

	協定発効 2008	2009	2010	2011	2012	2013
3000cc超の乗用車	現行維持	比側の要請が	比側の要請	再協議の結果如何に拘わらず、遅くとも		
	(30%)	あれば撤廃に	がなければ	2013年には撤廃		
		つき再協議	撤廃			
3000cc以下の乗用車	30%→20%に段階的引き下げ	再協議				
バス・トラック	段階的引き下げ	比側の要請が	要請がなけ	再協議の結	果如何に拘わら	らず、遅くとも
		あれば撤廃に	れば撤廃	2013年には	は撤廃	
		つき再協議				
比で生産されていない部品	即時撤廃~10年以内の撤廃(※)					
比で生産されている部品	最恵国待遇税率維持	比側の要請が	比側の要請	再協議の結	果如何に拘わら	らず、遅くとも
	(輸入時の税率)	あれば撤廃に	がなければ	2013年には	は撤廃	
		つき再協議	撤廃			

※ 現地組立車用部品(CKD; completely knocked down)のうち比で生産されていないものについては即時撤廃。



市場アクセス(両国の関心品目)

農林水産品

(1)日本側

(イ)砂糖(i) 粗糖:協定発効後4年目に再協議

(ii) 糖みつ:関税割当(3年目に設定) 枠内税率:7.65円/kg(枠外税率:15.3円/kg)

割当数量 3年目2,000トン→4年目3,000トン

(iii)マスコバド糖(含みつ糖): 関税割当(3年目に設定) 枠内税率:17.65円/kg(枠外税率:35.3円/kg)

割当数量 3年目300トン→4年目400トン

(ロ)鶏肉(骨付きももを除く): 関税割当 枠内税率:8.5%(枠外税率:11.9%)

割当数量 1年目3,000トン(毎年1,000トンずつ増加)→5年目7,000トン

(ハ)パインアップル(生鮮、900g未満のもの):関税割当 枠内無税

割当数量1年目1,000トン(毎年200トンずつ増加)→

5年目1,800トン

1

(ニ)バナナ(生鮮) (i)小さい種類:協定発効後10年間で関税撤廃

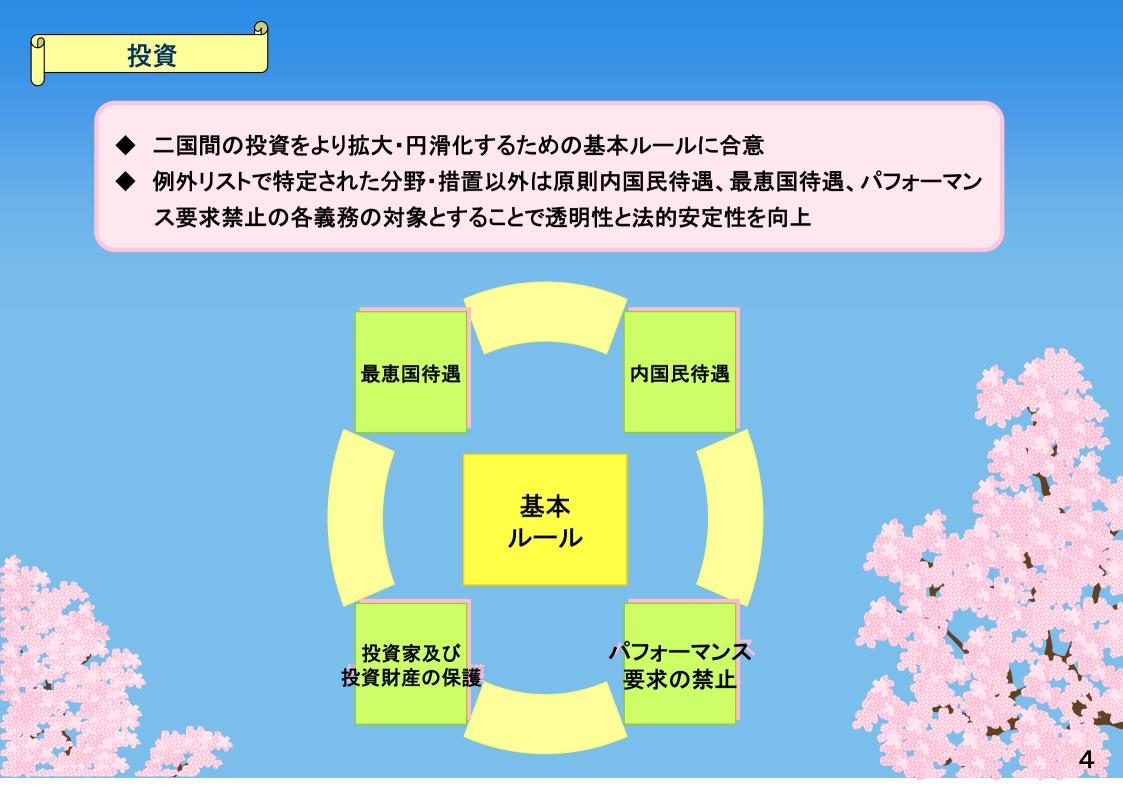
(ii)その他: 関税削減 夏季関税 10%→8%(10年間)

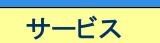
冬季関税 20%→18%(10年間)

(ホ)キハダマグロ、カツオ:協定発効後5年間で関税撤廃

<u>(2)フィリピン側</u>

我が国の輸出関心品目である温帯果実(ぶどう、りんご、なし等)の関税即時撤廃





サービス分野の透明性向上、及び更なる自由化に向けて引き続き取り組むことに合意

透明性向上の枠組みの構築

更なる自由化を目指し、小委員会を設置

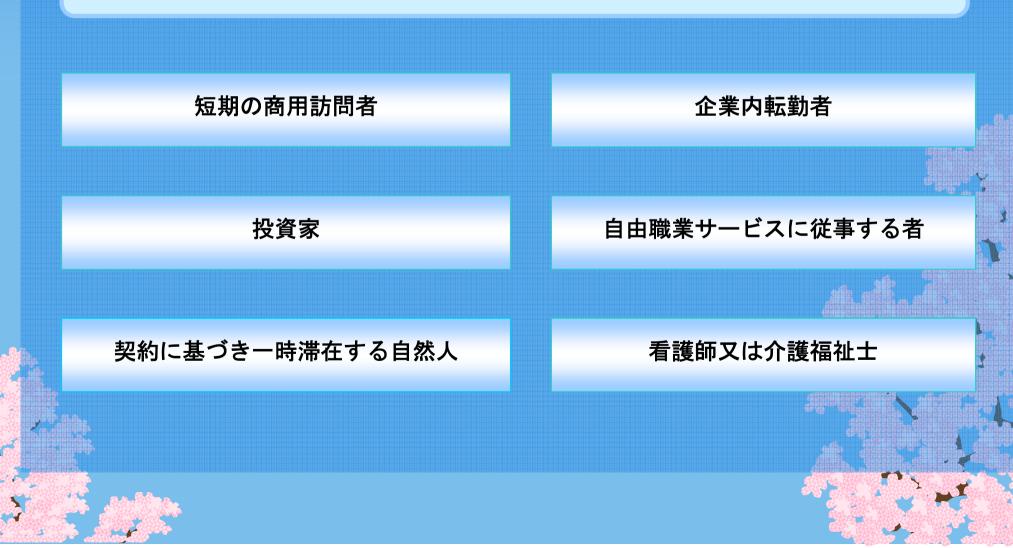
- ◆ フィリピン側が新たに約束した主な分野
- 教育サービス
- 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
- 海上運送の代理店サービス

◆ 外資比率に関する約束をフィリピン側が改善した分野

- 電子計算機及び関連のサービス
- 問屋サービス
- 商業銀行サービス



6つの区分についてそれぞれ定める条件に従って、自然人の入国及び一時的な 滞在を許可する。

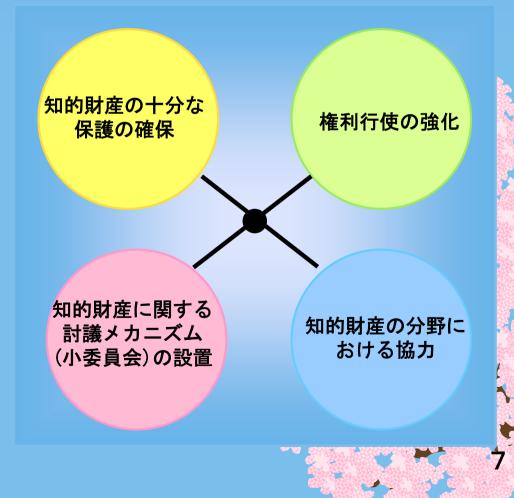


知的財産

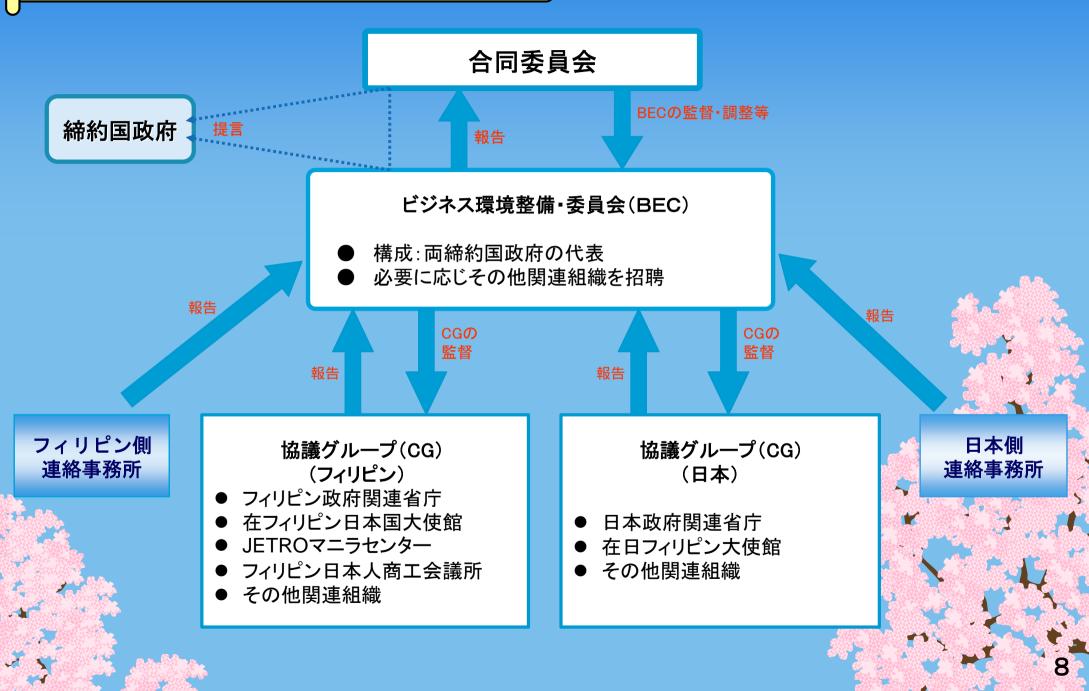
- 〇 知的財産の十分かつ無差別的な保 護の確保
- O 知的財産の分野における協力
- 〇 手続事項の簡素化及び調和(国際分 類に従った特許出願及び商標登録出 願の分類等)
- 透明性促進のため、関連情報を公開
- 〇 不正競争行為の禁止(外観模倣商品の販売の禁止等)
- 〇 知的財産権の権利行使の強化(特許 権等侵害物品の水際取締等)
- 知的財産に関する討議メカニズム(小 委員会)の設置

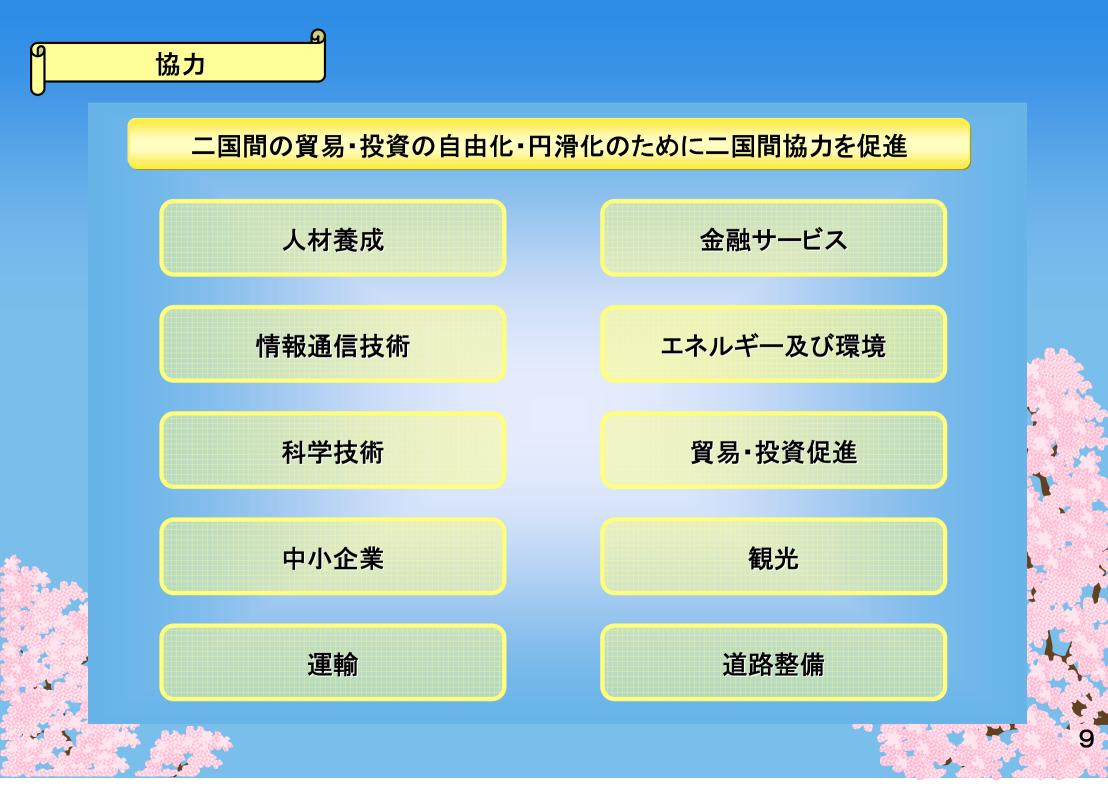
知的財産章で扱われる知的財産権

特許、意匠、商標 著作権及び関連する権利 植物の新品種、不正競争の防止等



ビジネス環境の整備(メカニズム)







税関手続の改善による貿易円滑化を図るため、関税関係法令の公表による税関手続の透明性の向上、 並びに国際標準への調和や情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化及び調和等を規定 ● 関税法令の適正な適用及び関税法令違反の防止を図るため、知的財産権侵害物品を含む禁制 品の取引の取締り等における税関当局間の協力及び情報交換を推進することを規定

相互承認

- 電気製品に関し、輸入国において必要な適合性評価手続が、輸出国において実施できることを規定) 適合性評価手続に要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る

競争

- 両
 締約国間の貿易及び投資の
 流れ並びに
 自国の
 市場の
 効率的な
 機能を
 円滑に
 するため、
 反競争的
 行 為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとることを規定
- 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

政府調達

- 内国民待遇及び最恵国待遇の付与等、政府調達の基本原則の重要性を確認
- 一方の締約国が第三国へ有利な待遇を付与する際には、他方の締約国に同様の待遇を付与するため の交渉に入ることを規定
- 両締約国の政府調達市場自由化のために、5年以内に再交渉を行う